



神奈川県

KANAGAWA

本制度では

CASBEE[®]かながわ

により建築物の環境性能の自己評価を行います。

—神奈川県地球温暖化対策推進条例—

神奈川県建築物環境性能表示

マークでわかる
地球にやさしい
建築物



「建築物温暖化対策計画書制度」とは

「建築物温暖化対策計画書制度」は、市場を通じてより環境性能に優れた建築物への誘導を図るため、大規模な建築物の新築又は増改築を行う建築主を対象に、建築物に係る地球温暖化対策の措置及びその評価等を記載した計画書の提出を義務づけ、その概要を県が公表する制度です。

建築物環境性能表示のねらい

神奈川県建築物環境性能表示は、建築物温暖化対策計画書の提出を行った大規模建築物について、「CASBEE かながわ」による自己評価結果(環境性能)を、販売する建築物の広告又は賃貸広告等に表示する仕組みです。

- 1 建物購入者、賃借人に分かりやすく情報提供し、環境に配慮した建築物を選択しやすいようにすること。
- 2 地球温暖化対策に配慮した建築物が市場で評価される仕組みをつくること。
- 3 建築主の地球温暖化対策に対する自主的な取組を促進すること。



建築物環境性能表示

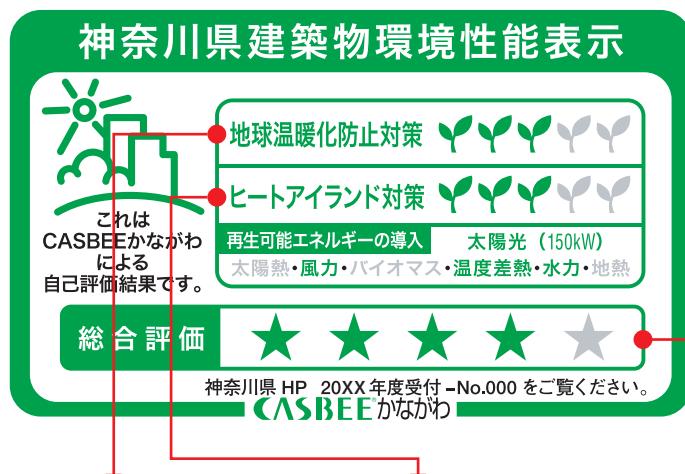
販売価格又は賃料及び間取りの表示が掲載されている広告で次の広告媒体の場合、その建築物の環境性能の表示及び届出の義務があります。詳細は「建築物環境性能表示基準」等を参照してください。

次のいずれかに
該当する場合

- ▶新聞、雑誌、チラシ、ビラ、パンフレット等でA4を超えるサイズの掲載
- ▶CD・DVD等への掲載
- ▶インターネットへの掲載

広告に掲載する表示

建物への掲示(任意)



地球温暖化への配慮 (LCCO ₂ /WLC排出率*)	ヒートアイランド現象の緩和 (スコア値)	表示方法
LCOO ₂ ≤ 30%	4.5以上	★★★★★
30% < LCOO ₂ ≤ 60%	3.5以上4.5未満	★★★★★
60% < LCOO ₂ ≤ 80%	2.5以上3.5未満	★★★★★
80% < LCOO ₂ ≤ 100%	1.5以上2.5未満	★★★★★
100% < LCOO ₂	1.5未満	★★★★★

*LCCO₂(ライフサイクルCO₂)/WLC(ホールライフカーボン)排出量:建設してから解体するまでの建築物の一生(ライフサイクル)で使われる資材・エネルギーをCO₂の排出の量に換算し、足し合わせたもの(LCCO₂)について、一般的な建物を100%とした場合の評価対象建物の排出量を表す指標

↑
優

総合評価(5段階評価)	
S (素晴らしい)	★★★★★
A (大変良い)	★★★★★
B+ (良い)	★★★★★
B- (やや劣る)	★★★★★
C (劣る)	★★★★★

↑
優

総合評価が S(素晴らしい) ★★★★★ となった主な特定建築物

●学校法人 北里研究所

自然換気・自然採光、地熱・太陽熱・太陽光利用の自然エネルギーと高効率な設備システムを組み合わせたスマート・エコホスピタルとなっています。

また、詳細なエネルギー管理が可能なBEMSを構築し、運用管理を行っています。



北里大学病院新病院

●アンリツ株式会社

太陽光発電設備の設置、Low-eガラスや高断熱の外装材、ライトシェルフ、外気冷房やナイトパージを想定した換気システムの採用など、自然エネルギーの利用や設備システムの高効率化を積極的に行ってています。また、エネルギー管理が可能なBEMSを導入し、運用管理を行っています。



アンリツグローバル本社棟

CASBEEかながわの重点項目

「CASBEEかながわ」では、「地球温暖化への配慮」と「ヒートアイランド現象の緩和」に関する項目を重点項目としています。

例

地球温暖化への配慮(建物の断熱性、設備の省エネ性等)

室内環境 1

- #### ■外皮性能(壁面の断熱仕様の強化)

資源・マテリアル ①

- 材料使用量の削減
 - 既存建築躯体等の継続使用
 - 躯体材料におけるリサイクル材の使用

サービス性能 ①

- #### ■ 車体材料の耐用年数(耐用性、信頼性)

敷地外環境

エネルギー ②③④

- 建物の熱負荷抑制
 - 自然エネルギー利用(太陽光発電、太陽熱給湯、トップライト)
 - 設備システムの高効率化(LED照明の利用)
 - 効率的運用(BEMSの導入、運用管理体制)

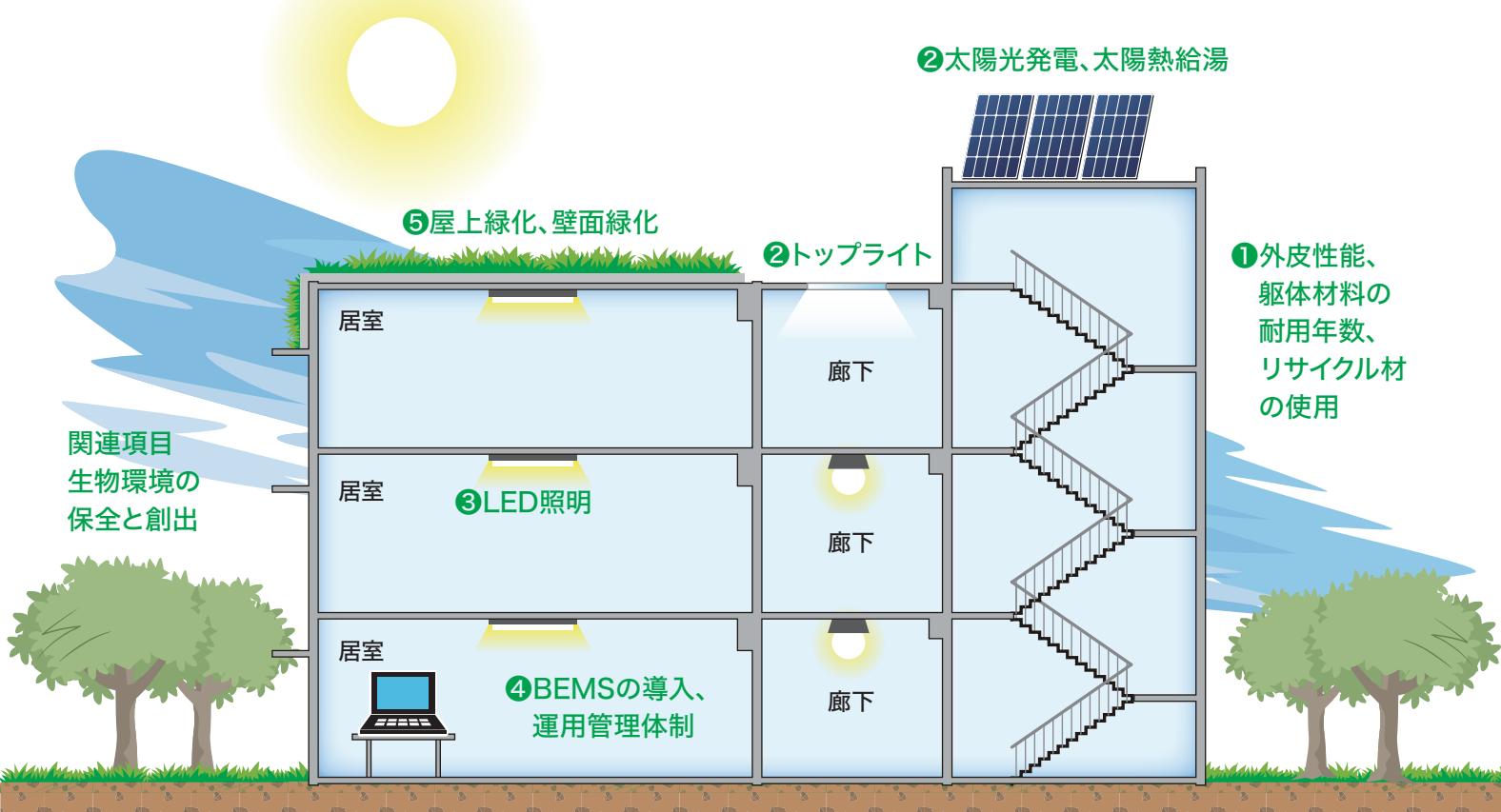
ヒートアイランド現象の緩和(建物の排熱・緑化対策等)

室外環境(敷地内) ⑤

- #### ■敷地内温熱環境の向上(屋上緑化、壁面緑化)

敷地外環境

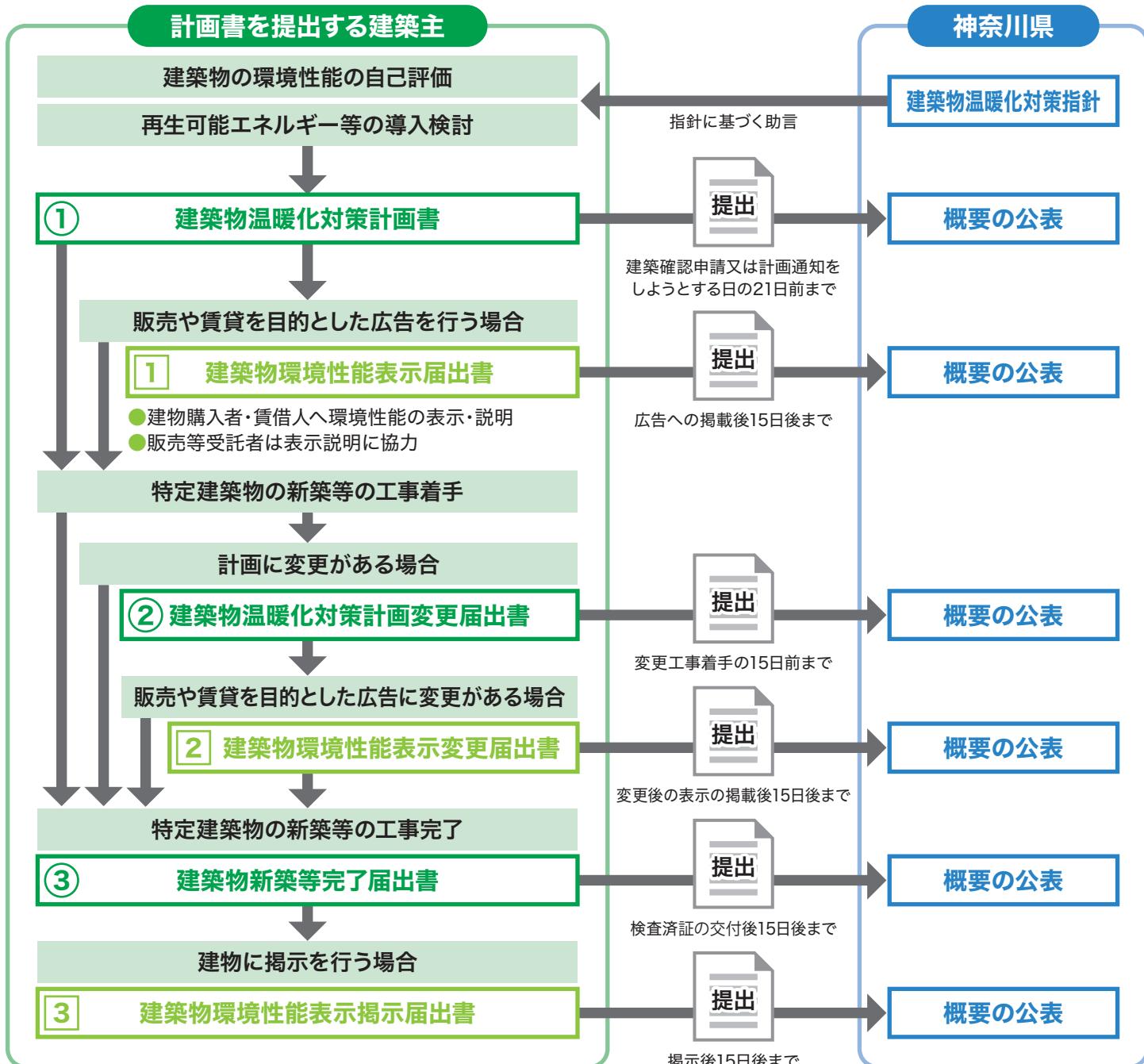
- #### ■温熱環境悪化の改善



手続きの流れ

特定建築物の新築・増築・改築をしようとするときは、県が定める次の様式に従って、次の手続きが必要です。(特定建築物以外の建築物について任意提出する場合も同様)

- 【様式】
- ① 建築物温暖化対策計画書
 - ② 建築物温暖化対策計画変更届出書
 - ③ 建築物新築等完了届出書
 - ④ 建築物環境性能表示届出書
 - ⑤ 建築物環境性能表示変更届出書
 - ⑥ 建築物環境性能表示掲示届出書
 - 建築物新築等中止届出書（中止したときは速やかに提出）



参考情報

県のホームページにおいて、県に提出する様式類や計画書作成の手引きなどを公開しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6675/index.html>

お問い合わせ

神奈川県 環境農政局 脱炭素戦略本部室 計画書審査グループ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 ☎045-210-1111(内線4087、4088、4089)